

CCUS 応援団運営要領

CCUS 応援団運営要領（以下「本要領」といいます。）は、一般財団法人建設業振興基金（以下「本財団」といいます。）が実施する建設キャリアアップシステム登録技能者及び登録事業者向け特典提供事業である、CCUS 応援団の運営について定めるものです。

1. 定義

- (1) 「建設キャリアアップシステム」（以下「CCUS」といいます。<https://www.ccus.jp/>）とは、本財団が提供するサービスを意味します。
- (2) 「登録技能者」とは、建設キャリアアップシステム利用規約第2条(6)に規定する「登録技能者」をいいます。
- (3) 「登録事業者」とは、建設キャリアアップシステム利用規約第2条(6)に規定する「登録事業者」をいいます。
- (4) 「CCUS 応援団」とは、CCUS の関連サービスとして、登録技能者又は登録事業者（以下「登録ユーザー」といいます。）を対象に特典を提供する、本要領3の(1)の規定により参加を認めた者のことをいいます。
- (5) 「建キャリア」とは、本財団が登録技能者に対して提供するスマートフォン向けアプリケーションサービスのことをいいます。

2. CCUS 応援団特典

- (1) CCUS 応援団特典は、登録ユーザーを対象とする、物品の供与、代金の割引、ポイントの付与、特別なサービスの提供等のことをいい、例として次のものなどが該当します。

別紙1「特典提供における留意点」をご参照ください。

- ① 登録技能者を対象とするプレゼント
 - ② 店舗等における代金の割引サービスやポイント・クーポン等の提供
 - ③ EC サイトにおける代金の割引サービスやポイント・クーポン等の提供
 - ④ その他、本財団が登録ユーザーの利便に供するものと認めたサービス
- (2) 本財団は、次の項目を勘案し適当と認めた特典を、建キャリア及びCCUS 応援団ホームページに掲載します。掲載後であっても、当該特典が不適当と認められる場合は、特典提供を停止し掲載を取りやめ、さらにはCCUS 応援団を辞退いただく又は取り消すことがあります。
- ① 原則として、提供する特典は、幅広い登録ユーザーを公平に扱い、分かり易いも

のとし、提供に当たり登録ユーザーに反対給付を求めないものであること（簡易なアンケート等は除きます。）。

※例：実店舗・EC サイト等における割引サービス、ポイントサービス 等

- ② 原則として、特典提供の対象は、登録ユーザーの属性や年齢の制限を設けないこと。ただし、特典提供の場所が限られる場合に対象を一定の地域に限る場合は除きます。

※不適当な例：20代の女性技能者に限定した割引サービス

- ③ いたずらに射幸心を煽るもの、CCUS 応援団参加者間において過度の競争を誘発するものでないこと。
- ④ 本財団に費用又は事務的な負担が生じないものであること。
- ⑤ 極めて高額な景品、品位を欠く景品、投機性のある商品のほかユーザーを対象とするものとして相応しくないサービス等。

3. CCUS 応援団への参加及び特典の提供

- (1) CCUS 応援団への参加を希望する場合は、別紙2の CCUS 応援団特典提供登録シートを建設キャリアアップシステム事業本部（以下「CCUS 事業本部」といいます。）に提出してください。本財団において、内容等を審査の上遅滞なく、参加の可否をお知らせします。
- (2) 特典の提供は、原則として1年間として、期限終了の前々月末までに CCUS 応援団から又は CCUS 事業本部による取りやめの申し出がない場合は、自動的に1年間継続し、以後同様とします。なお、必要に応じ、特典の提供について、個別に協定等を締結することができるものとします。

4. 特典提供の取りやめ・CCUS 応援団の辞退又は取り消し

CCUS 応援団参加者が特典の提供を停止する場合は、CCUS 事業本部に、特典の提供を停止しようとする前々月末日までに申し出てください。CCUS 応援団を辞退する場合も同様とします。なお、提供する特典に期間がある場合、期間終了後の特典について、継続が無い又は再開が見込めない場合、CCUS 応援団を辞退いただく又は取り消すことがあります。

5. CCUS 応援団及び特典の紹介

建キャリア（登録技能者を対象とする特典のみ）及び CCUS 応援団ホームページにおいて、CCUS 応援団参加者の名称、場所、特典内容をバナー表示します。バナー及び特典の

詳細を紹介するバナーのリンク先については、CCUS 応援団参加者において作成・用意するものとします。

6. 登録ユーザーへの特典の周知

登録ユーザーへの特典の周知は、建キャリ、CCUS 応援団ホームページ、CCUS メンバーズメール、建設キャリアアップシステム通信その他本財団の媒体により一定回数無料で行います。

7. 登録ユーザー情報の提供

特典の提供にあたり、本財団から CCUS 応援団参加者に、登録ユーザーにかかる個人情報及び非公表の情報は提供しません。

8. 免責事項

登録ユーザーの特典の利用及び利用に関して問題等が生じた場合については、登録ユーザーと CCUS 応援団参加者との間で直接交渉するものとし、本財団は関与しないものとします。

9. 秘密保持

CCUS カード情報、建キャリにおいて画面表示する二次元バーコード情報を利用する場合及び特典の内容を秘密にする必要がある場合は、本財団及び CCUS 応援団参加者との間で秘密保持契約を締結するものとします。

10. 利用状況の報告

特典の利用状況について、継続的に提供する特典にあつては、毎年 3 月末及び 9 月末、回数、期間を限って提供する特典については終了後、その利用状況を CCUS 事業本部に報告してください。

附則 本要領は、2025 年 7 月 1 日より適用します。また、本要領に基づく特典の提供は、2025 年 7 月 1 日から行い、以降、「CCUS 登録技能者特典提供事業実施要項」及び「CCUS 応援団（事業者特典）提供事業実施要項」に基づく特典については、本要領に基づき提供するものとします。なお、「CCUS 登録技能者特典提供事業実施要項」及び「CCUS 応援団（事業者特典）提供事業実施要項」は廃止します。